

気象災害から命を守るために 気象警報が変わります

気象庁では、さらなる防災・減災対策の取り組みとして、気象警報について、4つの改善をしていきます。

●改善点

①命に危険を及ぼすような大雨などが予想される時、早めに心構えを高めていただけよう、5日先までの大雨警報などの発表の可能性を「高」「中」の2段階で提供します。

②警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供します。

③これまで大雨・洪水警報などの発表基準に用いていた雨量に代えて、災害発生

との結びつきが強い「指数」（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）を用いるようにします。これによって、よりの確な警報・注意報を提供します。

④大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを地図上に色分け表示します。

※これらの改善した情報は、気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html> でご覧いただけます（③と④は7月中旬に運用開始予定）。

問い合わせ 大阪管区気象台（☎06（6949）6313）

ゲリラ豪雨や竜巻に注意してください

近年、異常気象により、局地的に大気の状態が不安定となり、急速に積乱雲が発達して急に強い雨が降る「ゲリラ豪雨」が発生しやすい傾向にあります。

ゲリラ豪雨が発生すると、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくても短時間で甚大な被害が発生することがあります。また、積乱雲の発達、竜巻が発生する要因にもなり、全国的に被害が起こっています。

災害から身を守るために、どのような場所で災害や事故が発生するのかを想定し、日頃から対策を考慮しておくことが大切です。

ゲリラ豪雨によって発生する被害

- 川の急な増水で中州に取り残される
- アンダーパス（立体交差のため周辺の地面より低い道路）の冠水
- マンホール、水路などへの転落
- 地下施設への浸水

こんなときは要注意

- 最新の天気予報で、「大気の状態が不安定」「雷、突風、ひょうに注意」「竜巻注意情報」とテレビやラジオなどで報道されているとき
- 急に冷たい風が吹いてきたとき
- 黒い雲が近づいてきたとき
- 雷が近くで発生したとき
- 川の水かさが増えてきたり、水が濁ってきたりしたとき

外出の際には、最新の気象情報を確認し、危険な場所には近づかないようにしましょう。

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

洪水・土砂災害ハザードマップを配布します

府により、市域を流れる河川の新たな洪水リスクの分析がされ、また、土石流、急傾斜地などの土砂災害警戒区域が指定されたことにより、このたび、洪水・土砂災害ハザードマップを一部改訂しました。

同ハザードマップは、市役所1階総合案内、危機管理室および金剛連絡所に備

え付けていますのでご利用ください。

日頃から同ハザードマップで危険な箇所を確認するとともに、災害への備えをしておきましょう。

問い合わせ 危機管理室（内線9502）



夏の交通事故防止運動

もうすぐ夏休みです。子どもたちは、外で遊ぶ機会が多くなりますが、夏休みの開放感と暑さなどで注意力が鈍り、交通事故に遭いやすくなります。

自転車の事故は依然多く、ルールやマナーを守らない自転車も多く見受けられます。また、行事やイベントが増える夏は、飲酒運転が増加する傾向にあります。そこで、7月1日（土）31日（月）までの1カ月間、「夏の交通事故防止運動」が実施されます。

スローガンと重点項目は次のとおりです。

- スローガン わたろうか 迷う気持ち 赤信号
 - 気のゆるみ 一杯だけが 命とり
 - 重点項目 ○子どもの交通事故防止 ○飲酒運転の根絶
- 皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。
- 問い合わせ 道路交通課（内線416）

青色防犯パトロール活動助成金を充実します

本市では、安全・安心なまちづくりの推進を目的として、市職員による青色回転灯パトロールカーの運行を実施しています。

また、子ども

の安全を見守るため、青色回転灯を装備した車両を用いて、下校時などに自主的に防犯パトロールを実施している団体に対して「青色防犯パトロール活動助成金」を交付しています。

このたび、青色防犯パトロール活動を実施している団体をさらに支援するため、また、多くの地域でこの活動が広がるよう、下表のとおり助成金を充実します。

詳しくは、お

問い合わせください。
問い合わせ 総務課 (内線 333)

	改正前	改正後
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内において、大阪府警察本部から「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けていること。 ◆活動拠点を市内に置くこと。 ◆1年以上継続して青色防犯パトロールを実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内において、大阪府警察本部から「自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けていること。 ◆活動拠点を市内に置くこと。 ◆1年以上継続して青色防犯パトロールを実施すること。 ◆下校時の青色防犯パトロール活動を週に5日以上実施し、かつ、地域の実情に応じて登校時および平時の青色防犯パトロールを実施すること。
助成対象経費	青色防犯パトロール活動事業の実施に直接必要な経費であって、燃料費、修繕料および消耗品費等の維持管理費とする。	青色防犯パトロール活動事業の実施に直接必要な経費であって、燃料費、修繕料、消耗品費、 駐車場賃借料、車両リース料および自動車保険料 とする。
助成金額	使用する車両1台につき年3万円を限度とする。	1団体（1小学校区当たり1団体とする。）につき年間50万円を限度とする。

四季雑感

富田林市長 多田 利喜

今年も夏本番を迎え、各小学校のプールでの、子どもたちの元気な姿が目につかびます。

さて、私たちが住むこの富田林市が「関西198全市町村から選んだ住みたい街ランキング2016」で、セカンドライフを送りたい街の部の第2位となったことを報告させていただきます。



これは、民放テレビ局の企画で実施されたもので、評価内容は「府内唯一の重要伝統的建造物群保存地区に住める街であること」、「なんば・天王寺から電車で約25分と好アクセスであること」、「富田林生活“とんかつ”のキャッチフレーズで移住者を呼び込もうと活動していること」などが高く評価されたと伺っております。参考までに、第1位は「天空の城竹田城跡」で有名な兵庫県朝来市となっています。

このような素晴らしい評価をいただけたのも、日頃の市民の皆さまのご支援・ご協力の賜物であり、改めてお礼申し上げたいと思います。

今後もこれに満足することなく、職員が一丸となり、市政の発展に向け努力してまいりますので、引き続きよろしくお願いします。

「臨時福祉給付金 (経済対策分)」の申請を受け付けています

本市では、「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請を受け付けています。給付金の支給を受けるためには申請が必要ですので

で、該当者は市まで申請してください。
支給対象者かどうかの確認や申請書が必要な人はお問い合わせください。
※支給対象者の要件は、市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でもご覧いただくことができます。
申し込み 10月10日(火)までに、申請書に必要書類を添えて、郵送で☎584・8511 市役所内臨時福祉給付金支給担当へ
※市役所2階特設受付への持参も可(土・日曜日、祝日を除く午前9時〜午後5時30分)。



給付金を装った詐欺などにご注意ください!
給付金の支給手続きで、市役所の職員がATM(現金自動預払機)を利用するよう指示したり、口座の暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありません。
実際に府内で給付金詐欺と思われる電話やメールが送られてきたという事案が発生しています。不審な電話やメールなどがあつた場合は、最寄りの警察署や市役所へご連絡ください。
問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(077)765)

7月は 河川愛護月間

～みんなでごみをなくそう、
水をきれいに～

資源ごみの分別収集や再利用などにより、ごみの減量化が図られつつありますが、依然として街中や河川敷へのポイ捨てが多く見られます。

これらのごみは、降雨などにより河川や海に流入し、生活環境やさまざまな生物に悪影響を及ぼしています。

本市では毎年3月に、市民参加による石川大清掃を実施しています。また、定期的に市職員らが庁舎周辺や河川敷を清掃しています。府では「ごみをなくそう。水をきれいに！」を合言葉に6～7月の2カ月間キャンペーンを実施しています。

身近な河川の美化・清掃について、皆さんのご協力をお願いします。

また、炊事・洗濯・入浴などの生活排水も河川や海の汚れの大きな原因です。

教育委員に勝山



勝山さん

6月の第2回市議会定例会の同意を得て、6月10日付で勝山 健一さん(50歳)が教育委員に任命されました。

健一さんが就任

《退任》

これまで教育委員を務められた益田 耕吉さんは、6月9日付で退任されました。

益田さんは、23年10月から教育委員を務められ、本市教育行政の推進に貢献されました。

問い合わせ 教育総務課
(内線355)

ヘルプマークを 配布しています

河川の水質を良くするには、生活排水の浄化を進めることが重要です。河川の汚れを最小限にとどめるために「水にやさしい心遣いと気配り」をお願いします。
問い合わせ みどり環境課
(内線432)



本市では、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を配布しています。ヘルプマークを身に付けて見つけた人を見つけた場合は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声を掛けるなど、配慮のある行動をお願いします。

対象者 義足や人工関節を使用している人、内部障がい者や難病の人、妊娠初期の人など援助や配慮を必要としている人

配布場所 障がい福祉課
(郵送での配布はしていません)

問い合わせ 障がい福祉課
(内線192、193)

防災無線による訓練放送を実施

全国一斉に、全国瞬時警報システム「J-ALERT」を用いた情報伝達訓練が実施されます。

本市でも、緊急地震速報の訓練放送を市内43カ所に設置している防災無線により実施します。

短い時間には慌てずに身を守る行動をとるためには、あらかじめどのような行動をとるかを知り、実際に行動をとって経験しておくことが大切です。

皆さんもこれを機会に身を守るには、どうしたらよいか考え、その場で行動してみましよう。

●緊急地震速報訓練
とき 7月5日(水)
午前10時15分頃
※ただし、気象・地震活動の状況などによっては、訓練用の緊急地震速報の発表を中止することがあります。

問い合わせ 危機管理室
(内線9503)

弾道ミサイル落下の緊急事態に備えて



●弾道ミサイル発射直後の情報伝達

弾道ミサイルは、発射から極めて短時間で着弾します。弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メールなどにより緊急情報をお知らせします。

※詳しくは、国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) をご覧ください。

問い合わせ 危機管理室 (内線9503)

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。

建物がない場合
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

創業講座を 開催します

市内でこれから創業される人を対象に、創業に関するノウハウが無料で学べる創業講座を開催します。

創業講座を受けていただくに必要経費の一部補助など、さまざまな優遇措置を受けることができます。

マイナンバー制度における情報連携の試行運用が始まります

28年1月から利用を開始しているマイナンバー（個人番号）制度において、国や地方自治体など間で、住民票情報や所得情報、各種資格情報などの照会および提供（情報連携）の試行運用が7月18日（火）から始まる予定です。



情報連携が本格稼働すると、申請時に添付が必要であった証明書などの省略が可能となり、市民の皆さんの利便性を向上させるものですが、7月から当面の間は試行運用の期間となりますので、引き続き従来と同様の添付書類の提出が必要です。

情報連携の本格運用が開始される時期については決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

※詳しくは、内閣府「社会保障・税番号制度」のウェブサイト（<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>）をご覧ください。

問い合わせ マイナンバーコールセンター ☎ 0120(95)0178)、外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）対応コールセンター ☎ 0120(0178)26

※年末年始を除く、月～金曜日＝午前9時30分～午後8時、土・日曜日、祝日＝午前9時30分～午後5時30分

市内で創業するにあたってのメリット

- 市創業支援補助金
- 市創業支援融資利子補給金
- 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件を緩和
- 登録免許税の軽減
- 融資限度額の拡大

● 創業関連保証の早期利用開始

※各優遇措置にはそれぞれ審査がありますので、必ず保証されるものではありません。

※優遇措置の内容など詳しくは、お問い合わせください。市ウェブサイト各課のページ「商工観光課」をご覧ください。

創業講座

とき 8月26日（土）、9月2日（土）、9日（土）、16日（土）、いずれも午後1時～4時30分（全4回）

ところ レインボーホール（市民会館）

定員 25人

申し込み 商工観光課で配布する「受講申込書」に必要事項を記入し、7月10日（月）、フアックスで、府商工会連合会（FAX 06（6947）4343）へ（申し込み先着順）

※府商工会連合会ホームページ <http://www.osaka-sci.or.jp/> からメールで申し込むこともできます。

問い合わせ 商工観光課（内線482）

対象者に 「がん検診（乳がん・子宮頸がん） 無料クーポン券」を送付しました

本市では、健康づくりの目標に「がん検診受診率50％超」を掲げています。

そこで、がん検診受診率向上対策の一環として、国が指定する年齢の人に「がん検診無料クーポン券」を送付しています。

6月下旬に同クーポン券を対象者に送付しました。申し込み方法や検診の実施場所など詳しくは同クーポン券に記載していますので、確認の上、受診してください。

有効期限（実施期間）

30年3月31日（土）まで
※有効期限間際は大変混み合い、予約が取りにくくなりますので、余裕を持って早めに申し込み、受診してください。

対象者

- 乳がん検診
 - ・昭和51年4月2日～52年4月1日生まれの女性（40歳）
- 子宮頸がん検診
 - ・平成8年4月2日～9年4月1日生まれの女性（20歳）

マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 7月2日（日）、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

※同クーポン券の送付対象者以外の人でも無料でがん検診を受けられます（20ページ参照）。

問い合わせ 保健センター（☎28）5520）

7月22日(土)
23日(日)

2017富田林ドリームフェスティバル 無料臨時バスを運行します

2017富田林ドリームフェスティバル、プロ野球ウエスタン・リーグ公式戦「オリックス・バファローズ」VS「広島東洋カープ」が7月22日(土)、23日(日)、いずれも午後1時～、富田林バファローズスタジアム（総合スポーツ公園野球場）で開催されます（雨天中止）。

試合が開催される2日間、南海高野線「金剛駅」～富田林市役所～総合スポーツ公園と、近鉄長野線「河内長野駅」～総合スポーツ公園を結ぶ無料臨時バスを運行しますので、ぜひご利用ください。

乗り場は、金剛駅は東出口から南へ約45分の臨時バス停、市役所は第1駐車場前、河内長野駅は西側ロータリー2番乗り場のバス停となっています。また、時刻表は右表のとおりです。

《前売り券を販売しています》

入場券	前売り	当日
大人 (高校生以上)	1000円	1200円
子ども (小・中学生)	500円	600円

※前売りで完売した場合、当日券はありません。詳しくは、下記販売店へお問い合わせください。

◆きらめきファクトリー (☎(24)5500)

(午前10時～午後8時)

◆上野スポーツ富田林店 (☎(24)3135)

(午前9時30分～午後7時30分) ※日曜日、祝日は午後6時まで、水曜日定休日。

◆上野スポーツ河内長野店 (☎(53)5005)

(午前10時～午後8時) ※日曜日、祝日は午後7時まで、水曜日定休日。

なお、当日は大抽選会が開催されたり、野球観戦がより楽しめる食べ物屋台が出店されたりします。

イベント会場では、物産展や特産物の即売会などもありますので、皆さんぜひお越しください。

問い合わせ 生涯学習課 (☎(20)0390)

《無料臨時バス時刻表》

■金剛駅前発 (市役所経由、総合スポーツ公園行き)

9時	50分
10時	10分・55分
11時	15分
12時	00分・20分

■市役所発 (総合スポーツ公園行き)

9時	
10時	8分・28分
11時	13分・33分
12時	18分・38分

■河内長野駅前発 (総合スポーツ公園行き)

9時	
10時	
11時	20分
12時	10分

所要時間

金剛駅前 → 市役所 → 総合スポーツ公園 (約33分)
総合スポーツ公園 → 市役所 → 金剛駅前 (約42分)
河内長野駅前 ⇄ 総合スポーツ公園 (約20分)

○総合スポーツ公園発 (市役所経由、金剛駅前行き)

14時	25分
15時	00分・40分
16時	15分・55分
17時	30分

○総合スポーツ公園発 (河内長野駅前行き)

14時	
15時	
16時	10分
17時	00分

※交通事情により遅れが生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

※乗車定員を超えた場合は乗車できません。次の便のバスをご利用ください。なお、各日最終のバスが乗車定員を超えた場合、タクシーなど他の交通機関をご利用いただくこととなります。あらかじめご了承ください。

重要文化財旧杉山家住宅 美装化工事

旧杉山家住宅は、富田林寺内町に所在する旧家で、国の重要文化財に指定されています。

本市では、同住宅を富田林寺内町の代表的な町家として保存し、一般に公開しています。

昭和60年～62年度にかけて、同住宅の半解体修理を実施しましたが、その後29年が経過し、建物の内外部とも各所で老朽化が進んでいます。そこで、同住宅を今後

美しい状態で公開するため、美装化工事を実施します。

期間 8月1日(火) (予定) ～ 30年1月31日(水)

工事箇所 大床の間障壁画、各所漆喰壁・杉板壁など

お問い合わせ 文化財課 (内線508)

※同住宅は、工事期間中も開館していますが、工事の進捗状況によっては、一部見学出来ない箇所が発生することがあります。

青少年センターの貸館を停止します

市きらめき創造館(愛称「Topick」)が9月にオープンします。

新施設の開館には青少年センターの備品などの移動が必要なため、8月1日(火)より青少年センターの貸館を停止します(ただし、3

階の自習室は、8月25日(金)までご利用いただけます。

※利用者の方には迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

※同創造館の概要や利用方法などについては、詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。

お問い合わせ 生涯学習課 (☎(24)1451)

人の心を傷つける差別落書き はやめましょう！

駅構内のトイレや生活道路で、差別落書きが発生しています。

こうした落書きは、被害者に精神的な苦痛を与えるだけでなく、見た人に差別意識を植え付けてしまう恐

れがあります。

また、落書きは器物損壊罪やその内容によっては名誉毀損罪、侮辱罪となる場合もあり、重大な犯罪行為として決して許されるものではありません。

差別落書きは、「消せばおしまい」と思うかもしれませんが、被害者の心には消えない傷が残ります。

このような落書き行為をなくすためには、私たち一人一人が、落書き行為の背景にある根本的な差別意識を解消することに目を向け、差別を容認し、温存しようとする社会の雰囲気を変えていく必要があります。

お問い合わせ 人権政策課
(内線472)

第13回 富田林ブランド 産品を募集

富田林商工会では、市内で生産・製造された農産物や食品、加工品をブランド認定委員会独自の基準により、「富田林ブランド」とし

て認定（現在25産品）しています。

このたび、同ブランドに認定する産品を募集しますので、ぜひお申し込みください。



認定された産品は同委員会ホームページや各種イベントなどで広く販売促進活動をしていきます。

応募資格 市内で事業を営んでいる個人・法人、またはそれらで構成されたグループ・団体

対象産品 市内で生産・製造された「農畜水産物」「食

品」「製品」

申し込み 富田林商工会または商工観光課に備え付けの認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて7月10日(月)～31日(月)に、☎584・0012 粟ヶ池町2969の5 富田林商工会内ブランド認定委員会事務局 ☎(25)1101へ(郵送可)

※募集説明会を7月21日(金)、午前10時、富田林商工会館2階会議室で開催します。参加を希望される人は7月19日(水)までに同事務局または商工観光課(内線482)にご連絡ください。

すばるホール 芸術文化助成事業 をご活用ください

本市における芸術文化活動の振興と活性化を図ることを目的に、市内の芸術文化活動団体が実施する創造

的かつ自主的な芸術文化活動を支援・助成します。
対象団体 本市に拠点を置き、すばるホールを利用した芸術文化活動を実施する団体

助成金額 上限20万円(対象経費から収入を控除した3分の2以内の金額)

団体数 最大3団体まで
対象期間 10月～30年3月
に実施する事業

申し込み 7月30日(日)までにすばるホールへ
※詳しくは、すばるホールホームページ <http://subaruhall.org/> をご覧ください。

問い合わせ すばるホール
☎(25)0222

サマージャンボ宝くじ

1等・前後賞合わせて7億円が当たる「サマージャンボ宝くじ」が発売されます。

また、「サマージャンボミニ1億円」「サマージャンボプチ100万」も同時発売されます。



「サマージャンボ宝くじ」の収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売場でお買い求めください。

また、農業公園サバーファームでも販売しています。

発売期間 7月18日(火)～8月10日(木)

問い合わせ (公財) 府市町村振興協会 ☎(6941)7441

熱中症にご注意を

室内でも予防を心掛けましょう

熱中症は、発症すると最悪の場合、死に至ることもあります。特に、高齢者や子どもは発症しやすいので、十分気を付けてください。気温が急激に高くなる日、湿度が高い日、風がない日、熱帯夜の翌日、体調の悪い日、運動などの活動の初日は特に気を付けま

しょう。

熱中症は、室内でも多く発生しています。また、夜も注意が必要です。

室内における予防法

◆喉がかわかなくても、小まめに水分補給をしましょう。寝る前も同様です。◆汗をかいた時は、塩分も

◆暑さを感じなくても、部屋の見えやすい場所に温度計を置き、温度が上がったらエアコンをつけるなど、常に注意しましょう。

◆エアコンや扇風機が苦手な人は、温度設定に気を付けたら、風向きを調節したりするなど工夫をしてみましよう。これらが使えない場合は、シャワーや冷たいタオルでも体を冷やす効果があります。

問い合わせ 保健センター
☎(28)5520



近年、海外では、病原体を持った蚊に刺されることにより病気になるデング熱やジカウイルス感染症などの「蚊媒介感染症」が流行しています。また、春から夏にかけて、マダニの活動も活発化しています。例年、野山でマダニにかまれて、SFTS（重症熱性血小板

減少症候群）や日本紅斑熱などの病気になる例が全国的に報告されています。これらの感染症にかからないために、次の対策を心掛けましょう。

●蚊に對しての対策

・ボウフラ（幼虫）対策
ボウフラの発生源をなくすため、雨水がたまるバケツや空き缶などを放置しないようにしましょう。

●蚊に刺されないために

防虫網などによって、家屋内への蚊の浸入を防ぎましょう。草むらなどに入るときは、肌を露出しないような服を着用しましょう。虫よけスプレーや蚊取り線香の併用も効果的です。

●マダニに對しての対策

・マダニにかまれないために
草むらなどに入るときは、服の隙間からマダニなどが入り込まないように服を着用しましょう。服や靴の上から虫よけスプレーをかけることも効果的です。

・マダニにかまれたら

マダニは皮膚に口を突っ込んで吸血するので、無理に引き抜かず、医療機関で処置してください。かまれた後、発熱などの症状がある場合は、早めに医療機関を受診してください。

問い合わせ 府医療対策課
感染症グループ ☎(6)944-9157

「女性活躍推進セミナー」を開催します

28年4月に女性活躍推進法が施行され、地域や組織で積極的に女性の活躍推進に取り組むことが求められています。女性が働きやすい社会とは、女性だけでなく、誰にとっても働きやすい社会です。

本市では、女性も男性も、誰もが働きやすい環境づくりを推進するため、女性の活躍推進に取り組む第一歩として、社会の動向や取り組みの必要性の理解を深めるセミナーを開催します。

とき 7月13日(木)、午後2時～4時

ところ 市消防本部4階視聴覚室

対象者 企業、事業所、団体などで女性活躍推進に携わる人など

定員 30人（申し込み多数の場合は抽選、定員に満たなかった場合は当日参加可）

参加費 無料 講師 浦 純子さん（府男女参画・府民協働課）

申し込み 7月12日(水)までに、ファクスまたはEメールで講座名、団体（所属）名、氏名、電話番号を記入し、人権政策課〔内線474・FAX(25)9037・Eメールjinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（電話申し込み可）

府の女性就業支援プロジェクト～セミナー参加者募集～

資格や経験を持ちながら、出産や育児、転職などで仕事から遠ざかっている女性を対象とした就業支援事業です。

とき・内容 7月11日(火)、午前10時～11時30分＝保活入門セミナー、25日(火)、午後1時30分～3時＝アングーマネジメントセミナー、28日(金)、午前10時～正午＝眠っている資格・経験を仕事につなげる個別相談会

対象となる資格・経験 語学力、総務経理、建築不動産、WEB、IT、CAD、営業、看護師、理美容師など

※申し込み方法や対象者、開催場所など詳しくは、Lフェニックス拡充訓練ホームページ〔http://lphoenix.jp/〕をご覧ください。

問い合わせ 同拡充訓練事務局 ☎06(4708)4513

おでかけサポート！ハローワーク in 河南町

ハローワークまで遠くてなかなか行けない人などのために、身近な場所で求人情報の提供と職業紹介をします。この機会にぜひご利用ください。なお、ハローワークカードをお持ちの方は、同カードを持参してください。

とき 7月26日(水)、午後1時～4時（受け付けは、午後3時30分まで）※来場者多数の場合は、受付終了時間を早める場合があります。

ところ 河南町役場4階大会議室（河南町白木1359の6）※当日、直接会場へ。

問い合わせ 河南町役場環境・まちづくり推進課 ☎(93)2500

貸し農園・市民体験農園 利用者募集

ごみ収集車の火災事故が多発しています

最近、収集物が原因と考えられる、ごみ収集車の火災事故が多発しています。

昨年度1年間には、収集作業中の火災事故が4件発生しており、今年度もすでに3件発生しています。

火災事故の原因の多くは、中身が残ったままのガス缶やスプレー缶、使い捨てのライターなどがごみに混入され、収集時にこれらから漏れたガスや燃料に火花が引火したことが原因と考えられます。

ガス缶やスプレー缶を捨てるときは、必ず中身を使い切ってから風通しが良く火の気のない所で穴を開け、カン・ピンの日に出してください。使い捨てのライターは残ったガスを出し切ってから燃えるごみで出してください。

収集車の火災事故は機械の損傷にとどまらず、人身を傷つける重大な事故につながることもありますので、皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ 衛生課 (内線144~146)

ごみ・し尿処理施設の見学者を募集

南河内環境事業組合では、ごみ・し尿処理方法を皆さんに理解していただくために、ごみ・し尿処理施設の見学者を随時募集しています。なお、同事業組合では「環境ふれあい見学会」として20~25人程度の団体について、バス送迎を実施しています(7月28日(金)まで受け付け、申し込み多数の場合抽選)。

詳しくは同事業組合ホームページ [http://www.minamikawachi-kankyo.or.jp/] をご覧ください。

問い合わせ 同事業組合 ☎(33)6584

防火管理者資格取得講習会

消防法の規定により、一定基準以上の建物には防火管理者を選任し、防火管理上必要な業務を実施しなければなりません。

市消防本部ではこの資格を付与するための講習会を実施します。

とき 8月3日(木)、4日(金)、午前9時~午後4時(全2日)

ところ 市消防本部 **定員** 80人

受講料 1450円(テキスト代)

申し込み 7月10日(月)~14日(金)、午前9時~午後5時に、市消防本部予防課 ☎(23)1124へ(申し込み先着順、電話申し込み不可)

◆《貸し農園》
◆たけちゃん農園
ところ 錦織北
利用料 年額①6000円、②1万2000円(1区画①約33平方メートル、②約66平方メートル)
問い合わせ 竹野さん ☎090(4295)7415

◆なの花畑
ところ 佐備
利用料 年額5万円(1区画約40平方メートル、種、苗、肥料、農具使用料など含む)
※駐車場、農業用水、トイレ、休憩所あり。
問い合わせ 東さん ☎(34)5351
◆松村ファーム
ところ 龍泉(JA大阪南ライセンタ―前)
利用料 年額1万8000円~3万8000円(1区画85~156平方メートル)
※駐車場、農業用水道あり。
問い合わせ 松村さん ☎090(5663)6237

トラクター常駐、完全指導型)
※駐車場、水道、貸し農具あり。
問い合わせ 西田 忠勝さん ☎(23)3674
◆もとりんファーム
ところ 龍泉
利用料 月額700円~3500円(1区画33~165平方メートル)
※駐車場、農業用水道、トイレあり。
問い合わせ 福田さん ☎(34)2136
◆西田農園
ところ 錦織北二丁目
利用料 月額1500円(1区画約25平方メートル)
※駐車場あり。
問い合わせ 西田 正雄さん ☎090(9861)1616

◆horikawa小規模農園B
ところ 山中田町一丁目
利用料 年額1万円(1区画約35~100平方メートル)
※駐車場、農業用水道あり。
問い合わせ 堀川さん ☎090(6987)3817
◆富田クラインガルテン
1・2
ところ 佐備
利用料 年額2万円(1区画82・5平方メートル)
問い合わせ 谷口さん ☎(34)3151
◆市民体験農園》
◆平町農園
ところ 平町
利用料 年額3500円(1区画15平方メートル)
問い合わせ 奥本さん ☎(26)1063

戦時品・遺品を
探しています

8月11日(祝)~13日(日)に、すばるホールで、「第33回平和を考える戦争展」を開催します。この戦争展は、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考え、語り合っています。本市では、戦争展で展示する戦時品や遺品を探しています。展示を通して、平和への願いを次の世代に伝えていくため、ご協力をお願いいたします。
問い合わせ 人権政策課 (内線472)

後期高齢者医療に関するお知らせ

●後期高齢者医療被保険者証が変わります

8月から「後期高齢者医療被保険者証」が「桃色」に変わります。新しい被保険者証は、7月中に送付します。有効期限は30年7月31日(木)までの1年間です。

●保険医療機関などでの自己負担割合

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月から7月までは前年度）の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」により定期判定します。

医療機関での自己負担割合は、「一般の人は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

ただし、現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、福祉医療課に申請（基準収入額適用申請）することで、申請の翌月から1割負担に変更することができます。

◇同一世帯に被保険者が1人の場合＝被保険者本人の収入額が383万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が複数いる場合＝被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合＝被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の収入の合計額が520万円未満のとき

●後期高齢者医療制度保険料の決定

29年度の後期高齢者医療制度保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中に送付します。

保険料の納入方法は、年金からの天引きで納めていただく「特別徴収」と、市から送付する納付書や口座振替などで納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。

なお、特別徴収を口座振替に変更することもできます。希望される人はお問い合わせください。また、納付方法をすでに口座振替にされている人でも特別徴収となる場合があります。引き続き口座振替を希望される場合は、納付方法変更申出書の提出が必要です。7月27日(木)までに提出いただくと、10月支給分の年金から適用されます。

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）は、保険医療機関などの窓口で提示すると、医療費、入院時食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯に属する被保険者が対象です。引き続き対象となる人には、8月1日(木)から有効の減額認定証を、7月中に送付します。

問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

国民健康保険に関するお知らせ

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している70歳未満の人が、入院や外来診療などで医療機関を利用し、窓口での医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。

また、市民税非課税世帯に属する人には、窓口での高額な医療費の支払額が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代の一部負担（標準負担額）が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」（70歳未満＝白色、70歳以上75歳未満＝桃色）を交付しますので、必要な人は申請してください。

※すでに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人も、有効期限が7月31日(月)となっていますので更新が必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・高齢受給者証（70歳以上75歳未満の人）
- ・入院時の領収書（28年8月以降の入院日数が90日を越えている人）
- ・前住所地の市区町村が発行する世帯全員の28年度の所得証明書（29年1月2日以後に本市に転入した人）

申し込み 保険年金課（内線150、151）または金剛連絡所へ

国民健康保険・後期高齢者医療共通

8月診療分から70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関に支払った自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額が高額療養費として支給されます。8月から、70歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者の自己負担限度額（月額）が下表のとおり変更になります。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	7月まで		8月から	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	4万4400円	8万100円 (※1) (4万4400円) (※2)	5万7600円	8万100円 (※1) (4万4400円) (※2)
一般	1万2000円	4万4400円	1万4000円 (年間上限額 14万4000円)	5万7600円 (4万4400円) (※2)
住民税 非課税 世帯	低所得Ⅱ 8000円	2万4600円	8000円	2万4600円
		1万5000円		1万5000円

(※1) 医療費が26万7000円を超えた場合は、その超えた分の1割を加算。
(※2) 過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

問い合わせ 国民健康保険については保険年金課（内線150、151）、後期高齢者医療については福祉医療課（内線158、159）

介護保険に関するお知らせ

29年度介護保険料決定通知書を送付します

29年度の介護保険料を、28年中の所得と世帯の住民税課税状況を基に決定しましたので、7月中旬までに「介護保険料決定（更正）通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。

同通知書には、29年度の年間保険料額を記載しています。

今回決定した年間保険料額から、4月に仮決定した保険料額（普通徴収の人は4～6月分、特別徴収の人は4・6・8月分）を差し引いた額を残りの納付月に納めていただきます。

市から送付する納付書で納付する普通徴収の人は取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納入期限内に納めてください。特別徴収の人は、保険料を年金からの天引きにより納めていただきます。

■介護保険料の減免制度

次のいずれかの要件を満たす人は、申請により、保険料が減免されます。

- ・天災や火災で著しい被害を受けた人
- ・主たる生計維持者の予定外の失業などにより収入が著しく減少した人
- ・住民税非課税の人で、生活保護法に規定する要保護者で生活保護を受けていない人
- ・住民税非課税の人で、預貯金があるために生活保護法に規定する要保護者とならない人のうち、預貯金の世帯合計額が350万円以下の人

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）

介護保険負担割合証を送付します

現在、介護保険負担割合証をお持ちの人は、7月31日(月)で有効期限が切れます。

引き続き、要介護等の認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、8月1日(火)以降に介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）

介護保険施設に入居（ショートステイ含む）する人へ

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）への入居・入院、ショートステイにかかる食事代、居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては補足給付を受けることができます。介護保険施設を利用する予定があり、要件に該当する人は高齢介護課へ申請してください。

※更新対象者には、6月中旬に申請書を送付しています。

対象者 住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

- ・本人および配偶者の預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下である人
- ・配偶者が住民税非課税の人

持ち物 印鑑、預貯金などが確認できる預（貯）金通帳などの写し（配偶者分も含む）

※適用開始日は申請月の初日からとなります。

※非課税年金（遺族年金や障がい年金など）も収入として勘案されます。

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）

8月から高額介護（予防）サービス費の自己負担限度額が変わります

介護サービスを利用する際に支払った利用者負担額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額が高額介護（予防）サービス費として払い戻されます。

8月から、制度の持続可能性を高める観点から、高額介護（予防）サービス費の「一般」の自己負担限度額（月額）の上限が下表のとおり変更になります。

	自己負担限度額（月額）
現役並み所得者	4万4400円
一般	3万7200円⇒4万4400円 (年間上限額44万6400円)(※1)
住民税非課税世帯など	2万4600円
年金収入80万円以下など	1万5000円

(※1) 1割負担者のみの世帯については、3年間の時限措置として、年間上限額の設定があります。

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）、MMK設置店（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と預（貯）金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

※また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線152、156)、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）